



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

513	随意契約の相手方の決定	(広報課).....	1
514	〃	(〃).....	2
515	〃	(危機管理・消防課).....	3
516	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	3
517	〃	(〃).....	3
518	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(〃).....	4
519	〃	(〃).....	4
520	特定病院の認定	(障害福祉課).....	4
521	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(〃).....	4
522	指定障害福祉サービス事業者の指定	(〃).....	5
523	指定代理納付者の指定	(企業振興課).....	5
524	寄附金の収納事務の委託	(〃).....	5
525	中島井土地改良区の定款変更の認可	(農業農村整備課).....	6
526	池の前土地改良区の定款変更の認可	(〃).....	6
527	山田ダム土地改良区の子田ダム管理規程変更の認可	(〃).....	6
528	漁船損害等補償法の規定による加入区についての同意	(資源管理課).....	6
529	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	6
530	〃	(〃).....	7
531	使用料の収納事務の委託	(建築住宅課).....	7

○ 人事委員会告示

11	令和3年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験の実施	8
----	--	-------	---

○ 警察本部告示

3	和歌山県警察映像解析システム構築委託及び機器賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	11
---	---	-------	----

○ 公告

	漁船及びその所有者の所在を尋ねる公告	(資源管理課).....	15
--	--------------------	--------------	----

○ 諸報

	入札公告	(警察本部).....	15
--	------	-------------	----

告 示

和歌山県告示第513号

令和3年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成

7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和3年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県広報課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テレビ和歌山
和歌山市栄谷151番地
- 5 随意契約に係る契約金額
172,365,370円（うち消費税及び地方消費税の額15,669,579円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第514号

令和3年度県政ラジオ広報番組の制作及び放送業務の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和3年度県政ラジオ広報番組の制作及び放送業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県広報課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社和歌山放送
和歌山市湊本町三丁目3番地
- 5 随意契約に係る契約金額
33,241,324円（うち消費税及び地方消費税の額3,021,938円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定

により随意契約する。

和歌山県告示第515号

和歌山県消防救急デジタル無線システム保守管理業務委託について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県消防救急デジタル無線システム保守管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社和歌山支店

和歌山市七番丁17

5 随意契約に係る契約金額

536,250,000円（うち消費税及び地方消費税の額48,750,000円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第516号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和3年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30717010 27	一般社団法人BBS2020	訪問介護Rin	和歌山県紀の川市貴志川町長山277-370	訪問介護	令和 3.5.1	令和 9.4.30

和歌山県告示第517号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和3年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072201829	セントケア和歌山株式会社	セントケアたなべ	和歌山県田辺市新庄町369-1 メゾンサンテ1階A号室	訪問介護	令和3.5.1	令和9.4.30

和歌山県告示第518号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和3年5月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3061890103	株式会社プライマリーネット	プライマリーリハビリ訪問看護ステーション那賀	和歌山県岩出市今中127番地の6	訪問看護	令和3.5.1	令和9.4.30
				介護予防訪問看護	令和3.5.1	令和9.4.30

和歌山県告示第519号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和3年5月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3062590124	株式会社下里福祉	訪問看護ステーションみなと	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町天満1595-22	訪問看護	令和3.5.1	令和9.4.30
				介護予防訪問看護	令和3.5.1	令和9.4.30

和歌山県告示第520号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置をとることができる精神科病院として、次のとおり認定した。

令和3年5月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

名称	所在地	認定期間
ひだか病院	御坊市藪116番地2	令和3.4.27～令和6.4.26

和歌山県告示第521号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和3年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012250498	ときめき訪問介護事業所	田辺市下万呂16番地の6	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ときめきプランセンター	田辺市下万呂16番地の6	令和3.4.30

和歌山県告示第522号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011000233	訪問介護ステーション千樹木	橋本市市脇1-1-6 JA橋本支店ビル5号室	同行援護	特定なし	有限会社レッツ	伊都郡かつらぎ町大字三谷1381番地	令和3.5.1

和歌山県告示第523号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

令和3年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定代理納付者の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社MotionGallery
東京都港区南青山3-13 MIDORI.so2
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
ふるさと納税型クラウドファンディング事業に係る寄附金歳入
- 3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード
次の国際ブランドマークが付されたクレジットカード
VISA、MasterCard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club、Discover
- 4 指定期間
令和3年4月23日から令和4年3月31日まで

和歌山県告示第524号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり寄附金の収納の事務を委託した。

令和3年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 委託の相手方
株式会社MotionGallery

東京都港区南青山3-13 MIDORI.so2

2 委託した寄附金

ふるさと納税型クラウドファンディング事業に係る寄附金

3 委託期間

令和3年4月23日から令和4年3月31日まで

和歌山県告示第525号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、中島井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和3年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第526号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、池の前土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和3年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第527号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、山田ダム土地改良区の山田ダム管理規程の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

令和3年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

山田ダム管理規程の変更の概要

紀の川水系治水協定締結に基づくダム操作の変更

和歌山県告示第528号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和3年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

加入区の名称

加太、西脇、雑賀崎、田野浦、冷水浦、塩津、戸坂、大崎、下津、初島、有田箕島、千田、田村、栖原、湯浅中央、唐尾、衣奈浦、小引浦、大引、由良浦、由良町、比井崎、三尾、美浜町、御坊市、印南町、南部町、田辺、湊浦、白浜、堅田、日置、すさみ、串本、大島、須江、檜野、古座、西向、津荷、下田原、太地、浦神、紀州勝浦、宇久井、三輪崎及び新宮

和歌山県告示第529号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

平野地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において標柱6号と7号を結ぶ線は国道480号との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	紀の川市		平野	佃原	671番1	
2号	〃		〃	〃	626番1	
3号	〃		〃	〃	632番	
4号	〃		〃	〃	637番1	
5号	〃		〃	〃	638番1	
6号	〃		〃	〃	640番7	
7号	〃		〃	〃	641番1	

和歌山県告示第530号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

上平1地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	日高郡	日高川町	寒川	板垣内	2482番	
2号	〃	〃	〃	〃	〃	
3号	〃	〃	〃	〃	2481番	
4号	〃	〃	〃	〃	〃	
5号	〃	〃	〃	上平	1895番1	
6号	〃	〃	〃	〃	1900番	
7号	〃	〃	〃	〃	1876番1	
8号	〃	〃	〃	〃	1877番	
9号	〃	〃	〃	〃	1884番	

和歌山県告示第531号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山県営住宅、特定公共賃貸住宅及びこれらの駐車場の使用料の収納事務を令和3年4月1日から次の者に委託した。

令和2年和歌山県告示第641号（使用料の収納事務の委託）は令和3年3月31日限り廃止した。

令和3年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第11号

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定による任期を定めた職員（以下「育休任期付職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）第4条第3項第3号の規定による任期を定めた短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の採用試験を次の要綱により実施する。

令和3年5月14日

和歌山県人事委員会事務局長 井 口 好 晴

令和3年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験要綱

1 試験区分、勤務地区分、採用予定人員及び職務内容等

<育休任期付職員採用試験>

試験区分	勤務地区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務	和歌山	4人程度	本庁、工業技術センター等における事務
	紀 北	1人程度	那賀振興局健康福祉部における事務
	紀 中	1人程度	紀中県税事務所における事務
土 木	和歌山	1人程度	本庁における河川整備事業に関する業務等
農 業	紀 中	1人程度	有田振興局農林水産振興部における農業振興に関する業務等
林 業	和歌山	1人程度	本庁における特用林産物の振興に関する業務等
	西牟婁	1人程度	林業試験場における森林・林業の試験研究に関する業務等

<任期付短時間勤務職員採用試験>

試験区分	勤務地区分	採用予定人員	主な職務内容
短時間 土 木	和歌山	1人程度	海草振興局建設部における土木事業の施工に関する業務等

申し込むことができる試験区分は一つに限るが、当該試験区分に勤務地区分が複数ある場合は、第2志望の勤務地区分まで申し込むことができる（第1志望は必ず選択し、第2志望の選択は任意とする。）。

上記表の採用予定人員又は勤務地は、職員の育児休業等の取得状況により変更する場合がある。変更となる場合の勤務地の範囲は、次の勤務地区分表のとおりとする。

勤務地区分表

勤務地区分	勤務地の範囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
紀 北	橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡
紀 中	有田市、御坊市、有田郡、日高郡
西牟婁	田辺市、西牟婁郡

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和3年7月4日（日） 午後1時	和歌山市 田辺市	令和3年7月21日（水）に和歌山県ホームページに掲載する。
第2次試験	令和3年8月2日（月）又は同 月3日（火）のいずれか指定 する1日	和歌山市	令和3年8月13日（金）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

（注）試験日時及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 （択一式）	300点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（50題） <出題分野> 一般常識、言語能力、数的能力	1時間
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、第2次試験の面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	420点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

5 合格者の決定方法

第1次試験の合格者は、第1志望の勤務地区分において教養試験の得点順に決定する。

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点の高い者から順に、勤務地区分の志望順に決定する（第1志望の勤務地区分が採用予定人員に達している場合は、第2志望の勤務地区分で合否を決定する。志望していない勤務地区分で合格することはない。）。

なお、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

6 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和3年度第1回和歌山県育休任期付職員（資格免許職を含む。）、任期付短時間勤務職員採用試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和3年5月24日（月）午前10時から同年6月11日（金）午後4時までの間に受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票等の交付

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「申請受付のお知らせ」のメールが届かないときは、申込みが到達していない

可能性があるため、速やかに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

写真票には、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分の勤務地区ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。

おおむね令和3年9月から採用される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある（採用候補者名簿の有効期間は、原則1年である。）。

(2) 任期、勤務時間及び休日は、以下のとおりである。

なお、勤務において時間外勤務（休日の勤務を含む。）等をする場合がある。

< 育休任期付職員 >

○任期 おおむね8か月以上3年未満

○勤務時間及び休日

試験区分等	勤務時間	休日
一般事務（和歌山・紀北・紀中） 土木（和歌山） 農業（紀中） 林業（和歌山・西牟婁）	午前9時から午後5時45分まで	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日」という。）、年末及び年始

< 任期付短時間勤務職員 >

○任期 おおむね2年間

なお、育児部分休業（育児に伴う地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定する部分休業をいう。）に係る期間の延長の範囲内で任期を延長する場合がある。

○勤務時間及び休日

試験区分等	勤務時間	休日
短時間土木（和歌山）	午後3時15分から午後5時15分までの週10時間	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始

(3) 採用時の給料月額は、おおむね以下のとおり（令和3年4月1日現在）であるが、育休任期付職員については経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

試験区分等	給料月額	適用給料表
育休任期付職員 一般事務（和歌山・紀北・紀中） 土木（和歌山） 農業（紀中） 林業（和歌山）	154,900円	行政職給料表
育休任期付職員 林業（西牟婁）	155,700円	研究職給料表
任期付短時間勤務職員 短時間土木（和歌山）	39,974円	行政職給料表

このほか職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、育休任期付職員については、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。任期付短時間勤務職員については、上記のうち、扶養手当、住居手当等、支給されない手当がある。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、6（3）の受験票等の交付手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」メールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験 不合格者	得点、順位及び合格基準に達していない場合はその旨	合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日、祝日を除く。）の午後3時から1月間
第2次試験	第2次試験 受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の得点及び順位並びに第1次試験の得点と第2次試験の得点を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県警察映像解析システム構築委託及び機器賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和3年5月14日

和歌山県警察本部長 親 家 和 仁

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

和歌山県警察映像解析システム構築委託及び機器賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

和歌山県警察映像解析システム構築委託及び機器賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム構築業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）及び（ウ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）屋外への情報機器等の設置を行い、当該情報機器等が設置された複数の拠点から、通信回線を用いてデータを受信して蓄積し、かつ、該当データを一定期間保存することができる、冗長化構成されかつ24時間365日稼働するアプリケーションシステムを構築又は更新した実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

（ウ）（ア）に掲げる業務について、25拠点以上から接続し、稼働するシステムを構築又は更新した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）24時間365日稼働するサーバ機器及びストレージ装置について、リース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のオからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム構築業務を担当する者は（1）のオ及びキに掲げる要件を、賃貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでない場合

（ア）競争入札参加資格審査申請書

（イ）事業経歴書

（ウ）法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（エ）印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（オ）直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (ク) 誓約書
- (ケ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- (コ) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- (サ) 2の（1）のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (シ) 2の（1）のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
- (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
 - a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
 - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。
- イ コンソーシアムとして申請する場合
 - 次の（ア）、（コ）及び（ス）から（ソ）までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、（サ）の書類についてはシステム構築業務を担当する構成員が、（シ）の書類については貸借借業務を担当する構成員が提出すること。
 - また、（イ）から（ケ）までの書類については構成員ごとに提出すること。
- (ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- (エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (ク) 誓約書
- (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）
- (コ) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- (サ) 2の（1）のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (シ) 2の（1）のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以

内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(ソ) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1) のア又はイに掲げる(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)の申請書類に代えることができる。

(3) (1) のア及びイに掲げる(ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ)及び(サ)から(セ)までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和3年5月14日（金）から同月31日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和3年5月14日（金）から同年6月1日（火）までの間に和歌山県警察本部刑事部機動捜査分析課（以下「機動捜査分析課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、令和3年5月14日（金）から同年6月4日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和3年6月4日（金）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

機動捜査分析課

和歌山市西46番地1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-2110

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和3年6月15日（火）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、令和3年6月25日（金）午後5時までに書面により求めることができる。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和3年6月29日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

漁船及びその所有者の所在を尋ねる公告

下記登録漁船及び所有者の所在を尋ねる。令和3年8月13日までに和歌山県農林水産部水産局資源管理課へ連絡がないときは、漁船法（昭和25年法律第178号）第18条第1項第3号の場合に該当することとなり、同項の規定により、下記漁船の登録は失効する。

令和3年5月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

記

漁 船 登 録 番 号	船 名	所 有 者
WK3-16786	以呂波丸	尾藤欣也
WK3-17978	金比羅丸	平野惣太郎
WK3-18402	伸光丸	喜多伸久

諸 報

入 札 公 告

和歌山県警察映像解析システム構築委託及び機器賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和3年5月14日

和歌山県警察本部長 親 家 和 仁

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和3年度から令和8年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県警察映像解析システム構築委託及び機器賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 和歌山県警察映像解析システム構築委託

契約日から令和4年3月31日までの間

イ 和歌山県警察映像解析システム賃貸借業務（システムの保守を含む。）

令和4年3月1日から令和9年2月28日までの間

(4) 調達役務の仕様等

和歌山県警察映像解析システム構築委託及び機器賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和3年和歌山県警察本部告示第3号に規定する和歌山県警察映像解析システム構築委託及び機器賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部刑事部機動捜査分析課（以下「機動捜査分析課」という。）

和歌山市西46番地1

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-2110

(2) 期間

令和3年5月14日（金）から同月31日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和3年5月14日（金）から同年6月1日（火）までの間に機動捜査分析課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

令和3年6月30日（水）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和3年6月29日（火）午後5時までに機動捜査分析課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない

場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、機動捜査分析課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

13 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction of Wakayama Prefectural Police Video Analysis System, and equipment lease

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Wednesday 30 June 2021 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.

Tuesday 29 June 2021)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120